

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業計画等の縦覧
土地改良事業の認可
土地改良事業計画等の縦覧
建設業者の登録まつ消
建設業者の変更登録
炭その発生
肝蛭検査等の実施
- ◇教委規則 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則
- ◇教委告示 県立高等学校入学者選抜実施要項
県立幼稚園々児募集要項
- ◇敘任及び辭令 上田基之資ほか

告示

鳥取県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第

一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年一月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

1 土地改良事業計画書の写

2 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十年一月二十九日から同年二月十七日まで

三 縦覧の場所 別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

別表

住 申 所 請 氏 人 名

気高郡日置村大字早牛 塩 貞夫 外十五人
鳥取市金沢 藤田 埋夫 外十四人
西伯郡逢坂村大字殿河内 野口 清橘 外十七人

日置村早牛土地改良区
鳥取市金沢
殿河内

気高郡日置村役場
鳥取市役所
西伯郡逢坂村役場

土地改良区の名

縦覧の場所

鳥取県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する第十条第一項の規定により、八頭郡那家町及び西伯郡大山村の行う土地改良事業について、昭和三十年一月二十四日認可した。

昭和三十年一月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する第七条第一項の規定により、西伯郡賀野村大字金田梅原豊久外二十二人の者から数人

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
1 土地改良事業計画書の写
- 2 規約の写
- 二 縦覧期間
昭和三十年一月二十九日から同年二月十七日まで
- 三 縦覧の場所
西伯郡賀野村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもって知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十二号

登録番号	登録年月日	名	称	所	在	地	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録(ろ)第二七四号	昭和二十八年八月六日	富士建設株式会社	倉吉市宮川町一八五ノ三	永田 美晴			昭和三十年一月十七日	

鳥取県告示第五十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に、昭和三十

十年一月十四日変更登録した。

昭和三十年一月二十八日	鳥取県知事 遠 藤 茂
-------------	-------------

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録(は)第一〇号 昭和二十九年一月十八日 有限会社 森下工務所

主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取市吉方七八ノ四 (新) 秋山 勝治
(旧) 森下 鹿藏

鳥取県告示第五十四号

次のように炭そが発生したので家畜傳染病予防法（昭

和二十六年法律第百六十六号)第十三条の規定により公示する。

昭和三十年一月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 患者 炭そ、一頭(累計二頭)
- 二 発生の場所

東伯郡赤碓町 鳥取県種畜場

三 発生年月日 昭和三十年一月二十四日

鳥取県告示第五十五号

次のように肝蛭の検査及び駆除を実施するので家畜傳染病予除法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十年一月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 肝蛭の予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛 但し分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の別及びその方法

肝蛭検査—渡辺氏式虫卵検査法及び小野氏式皮内反応

検査法

肝蛭駆除—ヘキサクロロエタン製剤投与

別 表

実施月日	実施区域	実施場所
二月八日	西伯郡大和村	同上
" 九日	" "	" "
" 十日	" 幡郷村	" "
" 十一日	" "	" "
" 十五日	米子市成美	" "
" 十六日	" "	" "
" 十七日	" 尙徳	" "
" 十八日	" "	" "
" 二十二日	西伯郡天津村	" "

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通学区区域に関する規則をここに公布する。

昭和三十年一月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 三 木 順 治

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立高等学校通学区区域に関する規則

第一条 鳥取県立高等学校(以下「高等学校」という。)の全日制課程の通学区(以下「学区」という。)に關しては、この規則の定めるところによる。

第二条 学区は、別表のとおりとする。

第三条 高等学校に入学しようとする者、又は在学する者は本人が生活を共にする親権者又は後見人の住所地の属する学区の高等学校に志願し又は在学しなければ

ならない。但し、教育委員会において別に定める基準による者についてはこの限りでない。

第四条 高等学校に在学する者で転学、転籍又は転科しようとする者及び果外から転学しようとする者については前条の規定を適用する。

第五条 この規則に違反した場合には、入学を取消し、又は所属学区の高等学校へ転学させることがある。

第六条 この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十八年二月教育委員会告示第九号(県立高等学校通学区一覽表)は廃止する。
- 3 この規則施行の際現に高等学校に在学する者については、なお従前の例による。

別表

県立高等学校通学区域表

一 普通科(單獨学区)

上記学校に通学すべき校区(小学校区をもつて示す)

高等学校名	区域
八頭	八頭郡
由良育英	東伯郡
境	米子市 西伯郡
根雨	日野郡

二 普通科(自由学区)

育英、國中、船岡、濟美、大江、釜口、国英、河原、八上、西郷、散岐、大御門、隼、安部、八東、丹比、若桜、土師、那岐、山郷、池田、吉川、上私都、中私都、下私都、興徳、用瀬、社、佐治第一、佐治第二、佐治第三、佐治第四、智頭、富沢、山形第一、山形第二

栄、大誠、由良、浦安、下郷、古布庄、上郷、八橋、赤碓、以西、成実、安田

崎津、大篠津、和田

渡、外江、境、上道、余子、中浜

米沢、江尾、明倫、俣野、根雨、眞住、板井原、日野、黒坂、菅福、石見東、石見西、福栄、日野上、多里、山上、大宮、阿毘縁

高等学校名

区域

上記学校に通学すべき校区

鳥取東	鳥取市	修立、日進、稻葉山、明德、久松、醇風、遷喬、富桑、中郷、美保、賀露、倉田、面影、神戸
鳥取西	岩美郡	大和、美穂、東郷、明治、豊実、大正、千代水、湖山、松保、吉岡、大郷、木恒
	気高郡	米里、津ノ井、官ノ下、谷、成器、大茅、蒲生、岩井、小田、本庄、浦富、東、田後、網代、大岩、福部
倉吉東	東伯郡	酒津、瑞穂、浜村、勝谷、鹿野、小鷲河、逢坂、青谷、日置、日置谷、中郷、勝部、宝木
倉吉西	倉吉市	矢送、南谷、長瀬、橋津、浅津、宇野、泊、舍人、東郷、松崎、花見、三徳、小鹿、三朝、賀茂、高勢、大昭、竹田、山守
由良育英	東伯郡	成徳、明倫、上灘、小鴨、上小鴨、北谷、高城、社、上北条、西郷、日下
倉吉東	東伯郡	中北条、下北条、灘手
米子東	米子市	明道、啓成、車尾、福米、福生、就将、義方、住吉、加茂、成実、尙徳、五千石、巖
米子西	西伯郡	天津、大國、法勝寺、上長田、東長田、梶、春日、大高、日吉津、大和、賀野第一、淀江、宇田川、高麗、所子、大山、庄内、名和

四実業科(中学区)	青谷	高等学校名	三普通科(全県一区)	由良育英
		鳥取県全部	上記学校に通学すべき区域	東伯郡
				米子東
				米子西
				根雨
				米子東
				米子西
				境
				米子東
				米子西
				彦名、富益、夜見
				八郷、溝口、日光、旭、二部
				御来屋、名和、光徳、逢坂
				上中山、下中山
				賀野第二、幡郷、大幡
				岩美農業
				鳥取西
				鳥取
				鳥取農業
				岩美農業
				商業課程
				家庭課程
				機械
				電気
				農業
				農村家庭
				東部通学区
				鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡

高等学校名	課程名	八頭	家庭	家庭
		智頭農林	農業	農村家庭
		倉吉東	機械	電気
		倉吉西	家庭	商業
		倉吉農業	農林	農業
		河北農業	農業	農村家庭
		米子西	家庭	西部通学区
		米子南	商業	米子市
		米子工業	機械	西伯郡
		境	家庭	日野郡
		法勝寺	農業	農村家庭
		日野産業	農林	農村家庭
		養良農業	農業	農村家庭
		五実業科(全県一区)		
		上記の課程に通学すべき区域		
		鳥取	金属化学課程	建築課程
		智頭農林	機械課程	農業
		鳥取農業	林業	農業製造
		倉吉農業	農業土木	農業土木
		米子南	農蚕	農蚕
		米子工業	応用化学	土木
		境水産	通信	電波
		日野産業	漁撈	製造
			畜産	畜産
				鳥取県全部

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和三十年年度県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定めた。

昭和三十年一月二十八日

鳥取県教育委員会

昭和三十年年度県立高等学校入学者選抜実施要項

昭和三十年年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程の第一学年生徒及び、別科生徒の募集、並びに入学者選抜を次の要項によつて実施する。

一 各高等学校募集生徒数

各高等学校の課程別募集生徒数は別に示す。

二 出願資格

1 中学校第三学年に在学し、昭和三十年三月卒業見込の者

2 中学校、もしくはこれに準ずる学校を卒業した者

3 その他、高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

三 志願者の属する学区の決定

1 志願者は県立高等学校通学区制に従わなければならない。

通学区は志願者が生活を共にする保護者（親権者又は後見人）の住所地をもつて決定し、志願者の單獨居住等は認めない。

2 志願者が保護者と同居し、その住所地と学区を異

にする中学校に通学している場合は出願の際次の書類を添えて提出しなければならない。

一 保護者と同居の居住証明書

二 現に保護者の住所地に同居して通学している旨の中学校長の証明書

3 やむを得ない事情で現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い、同居していない側の保護者の住居地を所属学区として希望する場合は別記第一号様式の願書に、出身中学校長の証明書及び次の書類を添えて二月十日から二月十九日までの間に県教育委員会（学事課）に提出し学区の認定を受けなければならない。

一 保護者の居住証明書

二 別居の理由を証明するに足る書類

4 前項の場合、学区制の適用を忌避する目的をもつて、虚偽の事実を出願していることが判明したときは、入学許可後といえども所属学区の高等学校に転校させることがある。

四 出願手続

1 志願者は希望により第一志望校の外に、第二志望として他の学校及び課程を出願することができる。但し、同時に二以上の学校を第一志望校として併願することはできない。

2 志願者は、入学志願書（用紙は県教育委員会所定のもの）に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料の額二百円に相当する鳥取県収入証紙をはつて（消印をしてはいけない）出身中学校長を経由して出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。

3 所属学区の認定を受けた志願者、学区外又は県外志願者で出願の許可を受けたものはそれぞれ県教育委員会の発行した所属学区認定書、学区外又は県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

4 第一志望校の校長は願書を受付けたときは、受検証を交付しなければならない。

5 出身中学校長は、出願期間内に第一志望校の校長へ報告書（用紙は県教育委員会所定のもの）を提出しなければならない。

五 出願期間

1 出願期間 昭和三十年二月二十一日から二月二十八日まで

毎日九時から十七時まで（日曜は除き土曜日は十二時まで）但し、二月二十八日付消印のある郵送の出願書類は有効とする。

2 受付場所 各第一志望校

六 学力検査

1 入学志願者はもれなく学力検査を受けなければならない。

学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和三十年年度県立高等学校入学選抜学力検査管理委員会（以

下「管理委員会」という。)の管理のもとに、入学志願者全員に対して一斉に行う。

2 検査科目

受検者は、国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、図画、工作科、保健、体育科及び職業、家庭科(必修)の八科目を受検する外、外国語科(英語科)(以下「英語科」という。)(職業家庭科(選択)の二科目のうち一科目を自由選択により受検しなければならぬ。但し、選択教科目の成績は総合計点には算入しない。

なお、志願者は、選択教科目について予め、英語、農業、商業、工業、家庭及び水産のうちから一科目を選んで入学志願書に明記しておくものとする。

3 検査日時

昭和三十年三月十二日(一日限り)九時三十分から次の時間配当によつて全県下一斉に行う。

- 第一次 九時三十分—十時五十分(八十分)
- 第二次 十一時十分—十二時三十分(八十分)

第三次 十三時二十分—十四時四十分(八十分)
第四次 十五時十分—十五時三十分(二十分)

4 検査会場

検査会場は各県立高等学校に設ける。受検者は第一志望校に設けられる会場で受検するものとする。

5 検査教科時間配当

国語科、社会科、数学科、理科 各四十分
音楽科、図画工作科、保健体育科、職業家庭科(必修) 各二十分

選択教科(外国語(英語)又は選択教科職業家庭のうち志願者の選択する一教科) 二十分

6 学力検査問題出題方針

学力検査問題は次の各項の主旨によつて出題する。

- (一) 中学校の教育方針に反しないものであること。
- 知識偏重に陥り、記憶のみに頼り、従つて特定の準備を必要とするようなものは避ける。
- (二) 既習の学力を看るだけでなく、将来の能力をも

看ることのできるもの、志願者の創造能力、批判力、思考力を検査できるもの。

四 中学校の学習指導要領を基準とし作製し、特定の書物だけから出題しないこと。

どのような地域でも教師が取扱うことのできる資料を使つて出題する。

四 採点を公平にすることができものであること。採点者の主観によつて採点する部分ができるだけ少く、且つ細部にまで絶対値の出るものであること。

四 検査の事務処理を円滑にするものであること。実施のために特別の器具、材料を要しないものであること。

七 学力検査管理委員会

1 管理委員会の構成は次の通りとする。

- 委員長 教育長
- 庶務委員 長 学事課長 学事課職員若干名
- 問題作成委員 長 指導調査課長 指導主事、

事務局職員若干名
高等学校、中学校校員 四十名

会場委員 長 学事課長 学事課職員若干名
各高等学校長及び所属職員若干名

但し、各会場責任者は当該高等学校長とする。

採点委 長 指導調査課長 指導主事、事務局職員 若干名
各高等学校長及び所属職員若干名

但し、各会場の採点責任者は当該高等学校長とする。

2 管理委員会は次の事務を行う。

- 庶務 各会場及び委員との連絡、検査問題、模範解答例の印刷配布、検査に要する経費の処理、その他何れにも属しない事項
- 問題作成 検査問題案及び模範解答例、並びに採点基準の作成

鳥取県教育委員会告示第五号

昭和三十年年度県立幼稚園々児募集要項を次のように定める。

昭和三十年一月二十八日

鳥取県教育委員会

昭和三十年年度県立幼稚園々児募集要項

昭和三十年年度県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。

一 園児募集校 鳥取市東町八十番地 鳥取県立鳥取西

高等学校附属幼稚園

二 募集人員 約一六〇人

三 応募資格

昭和二十四年四月二日から翌二十五年四月一日までに出生した者に限る。(小学校就学前一年の者)

四 出願手続

1 願書の交付

昭和三十年二月一日(火)午後一時から当幼稚園において説明会を開いて所定の願書を交付する。

2 願書の受付

昭和三十年二月三日(木)から二月四日(金)まで毎日午後一時から午後五時までの間、当幼稚園において願書の受付を行う。

3 願書の受付の際、園児の選抜に關し、必要な指示を行う。

五 選抜方法

1 志願者が募集人員を超過した場合は、選抜を行う。

2 昭和三十年二月六日(日)午前八時三十分から当幼稚園において父兄の面談及び応募者に簡単なテストを行つて選抜を行う。

六 入園許可者の発表は、昭和三十年二月八日(火)午後一時当幼稚園において行う。

叙任及び辭令

昭和三十年一月二十四日附

部長級の部

新

民生部長兼補

東部地方事務所長代理

中部地方事務所長

西部地方事務所長

大阪事務所長

総務部人事課

依願退職

課長級の部

新

総務部総務課長

企画広報課長

統計課長

民生部婦人児童課長

世話課長

衛生部公衆衛生課長

現

総務部長

東部地方事務所次長

經濟部次長兼大阪事務所長

中部地方事務所長

農林部農政課長

東部地方事務所長

西部地方事務所長

民生部長

現

総務部地方課庶務係長兼行政係長

農林部農業改良課長

総務部統計企画課庶務係長

総務課長

西部地方事務所民生課長

鳥取保健所長

職名 氏名

事務吏員 上田 基之資

西尾 律実

西垣 史郎

棕 貞男

岸田 広実

上根 政幸

山根 虎雄

藤井 政雄

職名 氏名

事務吏員 金田 裕夫

和 田 平八郎

米 村 正美

植 田 重治郎

窪 田 嘉彰

技術吏員 石 亀 一実

生活統計係長	薄墨長寿
資料室長	小島輝久
會計課審査係長	中村貴
用度係長	沢田吾郎
国費係長	佐々木義顯
地方課庶務係長兼財政係長	兼務 沢田薰吉
行政係長	野口義雄
管理文教係長	西尾邦太郎
民生部婦人児童課庶務係長	山本富藏
福祉係長	福田猪三
施設係長	門田隆造
衛生部公衆衛生課保健係長	山内常雄
經濟部商工課指導係長	竹村幸義
通商係長	川上靜雄
觀光課庶務係長	白井春実
觀光係長	林繁夫
施設係長	瀧田幸男
商工課課長補佐兼庶務係長	寺坂伊千次
生活統計係長	
資料室長	
地方課	
農林部農地開拓課	
総務部會計課用度係長	
地方課財政係長	
西部地方事務所総務課地方係長	
渉外課長	
民生部児童課庶務係長	
福祉係長	
施設係長	
総務部會計課國費係長	
經濟部商工課	
指導係長	
総務部統計企画課調査係長	
衛生部公衆衛生課保健係長	
經濟部商工課觀光係長	
東部地方事務所総務課長補佐兼庶務係長	

農林部農業改良課生活改善係長兼務	技術吏員	山田厚志
林務課課長補佐兼庶務係長	事務吏員	安田豊晴
畜産課庶務係長	事務吏員	井上正幸
農地開拓課經營指導係長	技術吏員	田中久藏
土木部道路課補修係長	事務吏員	課長事務取扱 本生一男
改良係長	事務吏員	課長事務取扱 川上勝夫
地方係長	事務吏員	豊田良雄
民生課援護係長	事務吏員	課長事務取扱 高見令造
經濟課農務係長	事務吏員	上林節雄
中部地方事務所総務課庶務係長	事務吏員	山下登喜雄
會計係長	事務吏員	上林由造
民生課援護係長	事務吏員	課長事務取扱 松井舜二
地方係長	事務吏員	益田則雄
東部果稅事務所總務課庶務係長	事務吏員	課長事務取扱
中部果稅事務所總務課庶務係長	事務吏員	
西部果稅事務所總務課庶務係長	事務吏員	
農事試驗場	事務吏員	
農林部農業改良課專門技術員室長	技術吏員	
畜産課庶務係長	事務吏員	
總務部會計課審査係長	技術吏員	
東部地方事務所經濟課農務係長	技術吏員	
土木部道路課補修係長	事務吏員	
民生部世話課恩給係長	事務吏員	
秘書課庶務係長兼秘書係長	事務吏員	
中部果稅事務所總務課庶務係長	事務吏員	
中部地方事務所民生課援護係長	事務吏員	
民生課	事務吏員	
西部果稅事務所總務課庶務係長	事務吏員	
東部地方事務所民生課援護係長	事務吏員	
農事試驗場	事務吏員	

岩美蚕業指導所長
 農業試験場
 農業綜合研究所
 農業試験場
 吏員の部

新

総務部企画広報課

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

現

総務部統計企画課

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

農林部蚕糸課
 中部地方事務所総務課会計係長
 総務部統計企画課企画係長
 農林部農地開拓課

技術吏員 山田 天津雄
 事務吏員 太田垣 甚一
 技術吏員 益子 兼一
 〃 田中 保治

職名 氏名
 事務吏員 市橋 武
 技術吏員 楠田 隆一
 事務吏員 漆原 義雄
 〃 西尾 敬之介
 〃 伊藤 武彦
 〃 半田 嚴
 技術吏員 内海 斌
 事務吏員 後藤 勉夫
 〃 岡 和彦
 〃 大谷 昇
 〃 石原 平之助
 〃 森田 末輝

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

経済部観光課
 民生部児童課
 〃 保険課
 農林部農政課
 〃 水産課
 〃 蚕糸課
 〃 農地開拓課
 経済部観光課
 その他の部

新

総務部企画広報課

〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

経済部商工課
 民生部保険課
 農林部林務課
 総務部会計課
 東部地方事務所
 民生部児童課
 総務部財務課
 岩美蚕業指導所長
 西部地方事務所
 土木部建築課

現

総務部総務課

〃 〃 〃

職名 氏名

清水 亮
 砂川 哲夫
 森 教治
 山本 陽三
 金谷 孝二
 事務吏員 霜村 一雄
 〃 西村 一郎
 〃 村田 梅雄
 〃 石田 敏男
 技術吏員 西川 節五郎
 事務吏員 山口 岩夫
 〃 砂川 昇

雇 森田 昭子

〃 横尾 竜子
 〃 松田 靖二
 〃 村尾 勝

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所

” ” ”
經濟部觀光課

民生部世話課
總務部總務課
民生部世話課
經濟部商工課

” 雇 運輸手 ”

寺田敏子
安田幸壽
加藤裕之輔
小倉雍子